

## 四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱

令和8年4月1日  
告示第38の27号

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年度四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市産ヒノキを用いた住宅を建築する際に市産ヒノキの購入に要する経費を補助することにより、市産ヒノキの需要を喚起し、四万十市の林業の持続的な発展と雇用の拡大を図るとともに地域全体の活性化を推進することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産ヒノキ 四万十市内で産出されたヒノキの木材で、市産ヒノキ証明書によりそのことが証明された木材をいう。
- (2) 市産ヒノキ証明書 登録業者が市産ヒノキであることを証明した書面のことをいう。
- (3) 登録業者 市産ヒノキを取り扱い、販売するものの中で、市長が適当と認め、登録したものをいう。
- (4) 建築 住宅又は非住宅（以下、「住宅等」という。）を新築、増築又は改修することをいう。

(補助対象者)

第4条 この告示において補助金の交付対象となる者は、別表1のとおりとする。ただし、同一世帯及び同一事業者、同一場所における申請は1回とする。なお、改修については、同一世帯及び同一事業者でない場合はこの限りではない。

(補助対象)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅等及び部材は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金額)

第6条 補助金額等は、別表3のとおりとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする場合は、四万十市ヒノキ家づくり等促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく申請後、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着工する必要がある場合は、四万十市ヒノキ家づくり等促進事業費補助金交付決定前着工届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は前条第1項の規定に基づく申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、四万十市ヒノキ家づくり等促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則及びこの告示の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。

(変更申請)

第10条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、四万十市ヒノキ家づくり等促進事業費補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額又は20%を超える減額
- (3) 補助事業内容の重要な部分に関する変更
- (4) 工期の延長

2 市長は前項の規定に基づく変更申請が適当であると認められたときは、四万十市ヒノキ家づくり等促進事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、四万十市ヒノキ家づくり等促進事業費補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定に基づく実績報告が適当であると認めたときは、補助金額を確定し、四万十市ヒノキ家づくり等促進事業費補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知する。

（交付請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条の規定に基づく確定通知を受けたときは、四万十市ヒノキ家づくり等促進事業費補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に交付請求するものとする。

2 市長は前項の規定に基づく請求が適当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件、規則、この告示の規定若しくはこれに基づく市長の処分に違反したときは、市長は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができるものとする。

（他の助成制度との併用）

第15条 当該住宅に係る市産ヒノキの購入に要する経費について、当該補助金と併せ、国又は県からの助成を受けようとする場合は、当該補助金とその他の助成金を合計した額が当該住宅に係る市産ヒノキの購入に要する経費の額を超えないこととし、かつ当該補助金の補助対象経費と当該助成金の助成対象経費を明確に区分しなければならない。

（補助事業者の協力）

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けた住宅等について、住宅見学会等の市産ヒノキに関する広報活動に協力するよう努めるものとする。

（登録業者）

第17条 登録業者になることを希望する者は、登録業者申請書（様式第10号）に次の各号に定める市産ヒノキの取り扱いを定めた書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市産ヒノキを置く場所
- (2) 市産ヒノキと確認する方法
- (3) その他必要と認められる事項

2 市長は、前項の規定による申請が提出された場合、これを審査し、適当と認めた場合には、登録業者として登録し、登録業者証（様式第11号）を交付するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期間は3年以内とする。

（市産ヒノキ証明書の発行）

第18条 登録業者が、市産ヒノキ証明書（様式第12号。以下「証明書」という。）を発行するにあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 原木市場を経由した市産ヒノキを取り扱う場合には、市産ヒノキとともに自らが発行する証明書と原木市場が発行する証明書の写しを添付して、登録業者又は建築業者等に引き渡すこと。
- (2) 原木市場を経由せずに市産ヒノキを取り扱う場合は、市産ヒノキとともに伐採届等の公的な書類を添付して、登録業者又は建築業者等に引き渡すこと。

（登録業者の責務）

第19条 登録業者は、この制度の目的を理解し、本告示及びその他市長が定めた規定等を遵守しなければならない。

- 2 登録業者は、自らの責任において市産ヒノキが他の材と混同しないよう取り扱い、市産ヒノキとしての信頼性を確保しなければならない。
- 3 登録業者は、自らが発行した証明書の内容について責を負うものとする。
- 4 登録業者は、市産ヒノキの円滑な流通を確保するため、市産ヒノキの安定的な生産と供給に努めなければならない。
- 5 登録業者は、市長が行う検査を正当な理由なく拒むことができない。またその場合、市長の指示、指導に従わなければならない。

(登録の取消)

第20条 市長は、登録業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録業者から登録取り消しの申し出があった場合
  - (2) 登録業者が市産ヒノキの取り扱いを中止した場合
  - (3) 申請書の記載事項に虚偽があった場合
  - (4) 制度の信用を失墜させる行為を行った場合
  - (5) その他、市が定めた規定等を遵守しない場合又は市の指示、指導に従わない場合
- 2 市長は、前項による取り消しを行った場合はその旨を公表することができる。
  - 3 市長は、第1項による取り消しを行った場合、その取り消しの日から起算して、1年間は当該者の再登録を行わないものとする。

(登録業者の公表)

第21条 市は、登録業者の名称及び市産ヒノキに関する情報等を公表するものとする。

(代理人)

第22条 補助金の交付を受けようとする者が、第7条に規定する申請の手続を自ら行わない場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けた建築士事務所又は行政書士若しくは行政書士法人（以下「代理人」という。）に対してこれらの手続の代理を委任することができる。

- 2 前項の規定により委任を受けた代理人は、委任状（様式第13号）を提出しなければならない。
- 3 代理人は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、当該手続の代理を通じ補助金の交付を受けようとする者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により取り扱うものとする。
- 4 市長は、代理人が虚偽の申込み又は申請を行う等委任された手続において不正を行った疑いがある場合は必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該代理人の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、補助金に係る手続の代理を認めないことができるものとする。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、公布の日から施行する。

(四万十市産材利用促進事業費補助金交付要綱の廃止と経過措置)

第2条 四万十市産材利用促進事業費補助金交付要綱（平成23年四万十市告示第70号。以下「旧要綱」という。）を廃止する。ただし、旧要綱第9条及び第14条、第16条については、廃止以降も効力を有する。

別表1（第4条、第5条関係）

項目	補助対象者の条件	住宅等の条件
1 住宅	市内に建築される木造住宅（賃貸を目的とするものを除く。）を取得する者（個人に限る。）で、次の各号のいずれ	次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 建築工事の着工前であること。な

	<p>にも該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有することとなる者。</p> <p>(2) 助成を受けようとする者が、市税の滞納がないこと。</p> <p>(3) 住宅建築後、当該住宅に引き続き居住すること又は居住する予定であること。なお、実績報告時には当該住宅に居住していることを証するため、住民票の写しを提出すること。</p>	<p>お、交付決定後3か月以内に着工すること。</p> <p>(2) 四万十市内に建築する木造住宅であること。</p> <p>(3) 四万十市内に本拠を置く建築業を営む者（以下「建築業者」という。）に依頼し、建築される住宅であること。</p> <p>(4) 公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域内において住宅を建築する場合は、各施設に加入していること又は加入する予定であること。</p> <p>※ 同一敷地内で住宅と一体的に建築される車庫及び倉庫も補助対象とする。</p>
2 非住宅	<p>市内に建築される木造非住宅建築物（賃貸を目的とするものを除く。）を取得するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 助成を受けようとする者が、市税（法人市民税を含む。）の滞納がないこと。</p> <p>(2) 市産ヒノキの利用促進のために、市産ヒノキのPRを実施すること。</p> <p>(3) 非住宅建築後、1年以内に使用を開始すること。</p>	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 建築工事の着工前であること。なお、交付決定後3か月以内に着工すること。</p> <p>(2) 四万十市内に建築する木造非住宅であること。</p> <p>(3) 四万十市内に本拠を置く建築業を営む者（以下「建築業者」という。）に依頼し、建築される非住宅であること。</p>

(注) 非住宅を兼ねる住宅においても併用することができる。この場合の申請は1つとする。

別表2（第5条関係）

項目	補助対象部材
1 主要部材	土台、大引、梁、桁、火打、母屋、隅木、谷木、束、小屋束、棟木、通し柱、管柱、間柱、筋かい、垂木、差鴨居、根太、吊り束、窓台、まぐさ
2 内装材	フローリング、壁板、天井面に使用する内装化粧仕上材

別表3（第6条関係）

項目	補助対象経費	補助単価	補助額	条件
1 新築、増築	住宅等の建築及び増築に係る市産ヒノキの購入費	市産ヒノキの使用量1 m <sup>3</sup> 当たり7万円以内とする。ただし、次の各号の場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 部材ごとの購入木材単価が当該単価を下回る場合は、購入金額として算定する。 (2) 国又は県からの助成を受けようとする場合にあつては、当該部材ごとの補助対象金額とその他の助成金の合計が、当該住宅等に係る市産ヒノキの購入に要する部材経費の額を超えないように、部材ごとの補助対象となる金額を算定するものとする。	上限100万円 (千円未満切捨て)	7 m <sup>3</sup> 以上の市産ヒノキを使用すること
2 改修	住宅等の改修に係る市産ヒノキの購入費		上限50万円 (千円未満切捨て)	3 m <sup>3</sup> 以上の市産ヒノキを使用すること

(注) 新築、増築、改修の併用はできるものとする。この場合の申請は1つとし、補助額は100万円（改修部分は50万円以内）を上限とする。

四万十市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

## 四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付申請書

年度四万十市ヒノキの家づくり等促進事業を下記のとおり実施したいので、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第7条に基づき、関係書類を添えて申請します。

## 記

1	建築の場所	四万十市		
2	建築の種類	新築・増築・改修	※どちらかに○をすること	
3	建築物の種類	住宅・非住宅		
4	内容	区分	数量	備考
		① 建築費総額	千円	
		② 延べ床面積	m <sup>2</sup>	
		③ 市産ヒノキ使用量	m <sup>3</sup>	
		④ 市産ヒノキ購入額	千円	
⑤ 補助申請金額	千円			
5	建築工事 請負業者名	住所： 四万十市 氏名： 電話番号：		
6	建築工事 着手予定日等	着手予定日	年 月 日	
		完成予定日	年 月 日	

## 添付書類

- (1) 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- (2) 請負契約書の写し
- (3) 市産ヒノキ内訳表（様式第1号の3）
- (4) 住宅等建築計画関係図面の写し（付近見取図、平面図、立面図）
- (5) 建築確認が必要な場合は建築基準法に基づく確認済証の写し
- (6) 建築確認が不要な場合は建築工事届済みであることの証明書の写し

## 誓約書兼同意書

- 1 私は、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付申請のため、私に関する市税滞納状況を調査すること及び四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号のいずれにも該当する者ではないことを中村警察署に照会することを承諾します。
- 2 私は、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第16条に基づき、補助金の交付を受けた住宅等について、住宅見学会等の市産ヒノキに関する広報活動に協力するよう努めます。（非住宅の補助を受けた場合は、自発的に市産ヒノキのPRを実施します。）
- 3 完成後、住宅においては居住を、非住宅においては1年以内に使用を開始します。

年 月 日

所在地  
氏 名 印

(以下、記入不要。)

上記の者より補助金交付申請があったので、市税滞納状況調査をお願いします。

年 月 日

(税務担当課長)

様

(所管課長)

印

四万十市税の滞納について
--------------

有 ・ 無
-------

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

四万十市長

印

様式第1号の3 (第7条関係)

市産ヒノキ内訳表

NO.	部材名	長 (m)	巾 (m)	厚 (m)	単材積 (m <sup>3</sup> )	数量 (本、枚)	材積 (m <sup>3</sup> )	購入単価 (円/m <sup>3</sup> )	購入額 (円)	その他の 助成単価 (円/m <sup>3</sup> )	その他の 助成金 (円)	市 補助単価 (円/m <sup>3</sup> )	市補助金 (円)
合計													

年 月 日

四万十市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

印

## 四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付決定前着工届

四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので補助金交付申請書に添えて届け出ます。

### 記

- 1 着手予定年月日 年 月 日
- 2 完成予定年月日 年 月 日
- 3 交付決定前着工を必要とする理由

### 条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、変更は行わないこと。

第 年 月 日 号

様

四万十市長



## 四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金については、下記のとおり決定したので、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知する。

記

交付決定金額 円

### ※注意事項

- (1) 当該補助事業完了後、住宅においては補助金の交付を受ける住宅に居住すること。非住宅においては補助金の交付を受ける非住宅で営業すること。
- (2) 補助金の交付を受ける住宅等の見学会等の市産ヒノキに関する広報活動に協力すること。  
(非住宅の補助を受けた場合は、自発的に市産ヒノキのPRを実施すること。)
- (3) 他の助成制度を併用する場合は、上記の交付決定金額は変更する場合があります。
- (4) 実績報告書の書類が揃わない場合は、補助金交付決定を取り消します。

年 月 日

四万十市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

### 四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定があった四万十市ヒノキの家づくり等促進事業の内容を下記のとおり変更したいので、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第10条に基づき、その承認を申請します。

記

1	変更の理由			
2	建築の場所	四万十市		
3	建築の種類	新築 ・ 増築 ・ 改修	※どちらかに○をすること	
4	建築物の種類	住宅 ・ 非住宅		
5	内容	区分	数量	備考
		① 建築費総額	( ) 千円	※変更前の数量を 上段( )書きとする。
		② 延べ床面積	( ) m <sup>2</sup>	
		③ 市産ヒノキ使用量	( ) m <sup>3</sup>	
		④ 市産ヒノキ購入額	( ) 千円	
⑤ 補助申請金額	( ) 千円			
6	建築工事 請負業者名	(変更前) 住所：四万十市 氏名： 電話番号： (変更後) 住所：四万十市 氏名： 電話番号：		
7	建築工事 完成予定日	(変更前) 年 月 日 (変更後) 年 月 日		

※変更があった項目にのみ記入すること。

添付書類（変更があったもののみで可）

- (1) 変更後の請負契約書の写し
- (2) 変更後の市産ヒノキ内訳表（様式第2号）
- (3) 変更後の住宅等建築計画関係図面の写し（付近見取図、平面図、立面図）

第 年 月 日 号

様

四万十市長



## 四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金について、下記のとおり変更決定したので、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知する。

記

変更決定内容	変更前
	変更後

### ※注意事項

- (1) 他の助成制度を併用する場合は、上記の交付決定金額は変更する場合があります。

四万十市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

### 四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金実績報告書

年度四万十市ヒノキの家づくり等促進事業を下記のとおり実施したので、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第11条に基づき、報告します。

記

1	建築の場所	四万十市		
2	建築の種類	新築・増築・改修		※どちらかに○をすること
3	建築物の種類	住宅 ・ 非住宅		
4	内容	区分	数量	備考
		① 建築費総額	千円	
		② 延べ床面積	m <sup>2</sup>	
		③ 市産ヒノキ使用量	m <sup>3</sup>	
		④ 市産ヒノキ購入額	千円	
⑤ 補助申請金額	千円			
5	建築工事 請負業者名	住所：四万十市 氏名： 電話番号：		
6	補助事業 完了年月日	年 月 日		

添付書類

- (1) 建築工事完了引渡証明書（様式第7号）
- (2) 建築確認が必要な場合は建築基準法に基づく検査済証の写し
- (3) 工事写真（市産ヒノキの施工状況が確認できる写真1部及び工事完了後の完成写真1部（外観全景））
- (4) 市産ヒノキ内訳表（様式第2号）
- (5) 市産ヒノキ証明書
- (6) 住民票の写し（非住宅は不要）

年 月 日

### 建築工事完了引渡証明書

1	建物の場所	四万十市	
2	建築の種類	新築 ・ 増築 ・ 改修	※どちらかに○をすること
3	建築物の種類	住宅 ・ 非住宅	
4	延べ床面積	m <sup>2</sup>	
5	建築工事 完了年月日	年 月 日	
6	建築主の住所	四万十市	
7	建築主の氏名		

上記建築工事については、私が施工し、完了後、  
いたします。

様に引渡したことを証明

建築工事請負業者  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

第 号  
年 月 日

様

四万十市長



### 四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった四万十市ヒノキの家づくり等促進事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき通知する。

記

交付確定金額 円

四万十市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

印

### 四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金について、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	農業協同組合 銀行 信用金庫 労働金庫	本店 支店 本所 支所 出張所
種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

年 月 日

四万十市長 様

### 登録業者申請書

申請者

印

市産ヒノキを取り扱い、販売するために、登録を受けたいので、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第17条の規定により、申請いたします。

商号（名称）	
代表者氏名	
住所	〒
連絡先	TEL : FAX : E-mail :
添付書類	市産ヒノキの取り扱いを定めた書類（任意様式）

## 登録業者証

年 月 日

\_\_\_\_\_様

四万十市長

四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり登録業者としたので、これを証する。

### 記

- 1 登録業者番号 \_\_\_\_\_
- 2 事業者名 \_\_\_\_\_
- 3 所在地 \_\_\_\_\_
- 4 認定の有効期限 \_\_\_\_\_
- 5 備考 四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱及びその他関係する規定等を遵守すること



年 月 日

## 委任状

甲 は、乙 に、下記のとおり、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付に係る手続きを委任します。

記

（委任する住宅に関する事項）

1	建築の場所	四万十市		
2	建築の種類	新築・増築・改修		※どちらかに○をすること
3	建築物の種類	住宅 ・ 非住宅		
4	内容	区分	数量	備考
		① 建築費総額	千円	
		② 延べ床面積	㎡	
		③ 市産ヒノキ使用量	㎥	
		④ 市産ヒノキ購入額	千円	
⑤ 補助申請金額	千円			
5	建築工事 請負業者名	住所：四万十市 氏名： 電話番号：		
6	建築工事 着手予定日等	着手予定日	年 月 日	
		完成予定日	年 月 日	

（乙に委任する事項）

- 1 市が実施する四万十市ヒノキの家づくり等促進事業（補助金交付申請・変更承認申請・実績報告）に関する一連の諸手続き一式
- 2 前項に掲げる事項に関する諸手続き完了後の甲への報告

（甲）

私は、乙に四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付に係る諸手続きを委任します。

委任に当たっては、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱に規定される事項を理解するとともに各種手続きを承認し、乙に協力をします。

住 所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

（乙）

私は、甲に委任された事項について、四万十市ヒノキの家づくり等促進事業費補助金交付要綱に規定する諸手続きを適正かつ遅滞することなく行うことを約束します。

住 所 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_